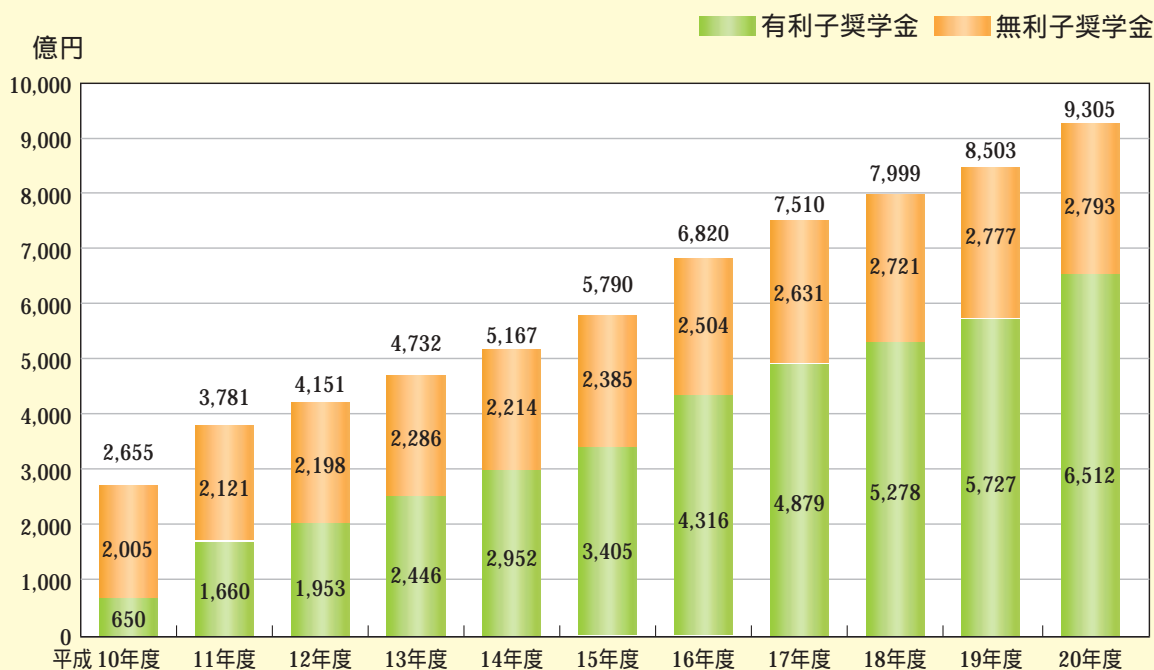


毎年充実を図ってきている。2008（平成20）年度においては、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度比約7万5,000人増の約121万9,000人の学生等に対して、約801億円増の約9,305億円の奨学金を貸与するための事業費を計上した。

また、奨学金事業は卒業した奨学生からの返還金を再度奨学金の原資として活用する貸与制で実施していることから、返還金の回収はきわめて重要であり、日本学生支援機構としても回収の強化を図っている。

第2-1-2図 奨学金事業費の推移



資料：文部科学省資料

注1：数値は当初予算ベースによる。

注2：無利子奨学金には、2005（平成17）年度入学者から順次都道府県に移管されている高等学校等奨学金事業交付金分を含む。

### 第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達

段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、社会教育法（昭和24年法律第207号）2006年6月には学校教育法（昭和22年法律第26号）を改正し、ボランティア活動など社会奉

仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

## 1 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

### (1) 地域におけるボランティア活動の推進

都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化などによる地域の教育力の低下が指摘される中、地域住民がボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進する「『学びあい、支えあい』地域活性化推進事業」を実施している。各地域では、安全なまちづくりを目指したボランティア養成や環境保全に関する学習、清掃活動など、地域の実情に応じた多様な活動が行われている。

### (2) 地域における体験活動等の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」を、2007（平成19）年度から推進している。

また、2004（平成16）年度から、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、居場所づくりを進めるとともに、地域の関係機関・民間団体等と連携・協力し、体験活動などを行うことができる継続的活動の場を構築する事業を実施している。

さらに、2008（平成20）年度から、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、「青少年体験活動総合プラン」を実施しており、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、自立に支援を要する青少年の体験活動、青少年の発達段階に応じた自然体験、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動など青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進している。

このほか、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」による助成、全国28箇所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成などを通して、青少年の体験活動を推進している。



「希望が丘放課後子ども教室」活動風景（新潟県長岡市）

### (3) 学校における奉仕活動・体験活動の推進

小・中・高等学校等においては、2002（平成14）年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施し、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、その成果を広く全国の学校に普及させ、全国の小・中・高等学校等での多様な体験活動の展開を推進している。

## 2 | 文化芸術活動を中心とした 体験活動の推進

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るために、次の施策を実施している。

### (1) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが、学校において、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体による実演指導、ワークショップやこれらの団体との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会を提供している(2008(平成20)年度予算実施公演数:950公演)。

### (2) 学校の文化活動の推進

優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、文化芸術に関する体験談等の講話と簡単な実技披露を通して、子どもたちの文化芸術への関心を高める取組を推進している(2008年度予算講師派遣箇所数:950箇所)。そのほか、全国高等学校総合文化祭を2008年度は8月に群馬県で開催した。なお、2009(平成21)年度は7~8月に三重県で開催する予定である。

### (3) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

地域における文化リーダー(指導者)や文化芸術団体の育成、文化芸術活動の発信・交流、及び大学と地域との交流・連携を通して、地域の文化芸術活動の活性化と環境づくりを図る取組を支援している(2008年度

予算実施地域数:85地域)。

### (4) 伝統文化こども教室

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。2008年度は4,694事業を採択している。

## 3 | 自然とのふれあいの場や 情報提供等

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官(レンジャー)やパークボランティアの指導・協力のもと、自然の中でのマナーの習得、自然環境の復元維持活動などを行う機会を提供する「子どもパークレンジャー」を実施している。

また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント、自然体験活動プログラム等に関する情報を幅広く提供している。

さらに、地方公共団体や企業等との連携の下、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・環境学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」を推進し、自然観察や水質調査などの環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供している(2008年度末現在登録数:4,126クラブ、184,710人)。





こどもエコクラブ全国フェスティバル2009  
~ all for EARTH ~ (東京都)

#### 4 農林水産業の体験や都市と 農山漁村との交流体験

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、2008（平成20）年度から、総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村で1週間程度滞在して、農林漁家への宿泊や農林漁業体験など様々な活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

子どもたちが農業・農村に親しむ機会の充実を図るため、体験活動受け入れ可能な農業者・団体の連絡先や体験内容等の情報をインターネットで提供しているほか、農業体験活動に取り組む小中学生等のグループがお互いの体験、感想、情報等を全国的に交換できるネットワークである「子どもファーム・ネット」の活動に対し支援を行っている。

また、我々の食生活が、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進している。

緑を守り育てる心と健康で明るい心をもった人間に育てることを目的として、各地域に

おいて森林内での学習活動やボランティア活動を行っている「緑の少年団」活動、親子や子どもたちによる森林ボランティア活動などに対し支援を行っている。

さらに、主として小中学生を対象とした「森の子くらぶ」活動など入門的な森林体験活動を行う機会を提供するため、体験学習の場となる森林や施設の整備・情報提供や森林環境教育の普及・啓発活動等の支援を行うとともに、「レクリエーションの森」として選定した国有林野を広く国民へ提供するなどの取組を行っている。

海や水産業、漁村に関する子どもたちの理解を深める上で重要な学校内外活動の一環として実施される体験漁業や自然体験活動を促進するため、体験漁業等の普及・啓発活動への支援や体験活動の場の整備を行うとともに、漁村の受入体制の整備や都市漁村交流の普及・啓発活動等の支援を実施している。

また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、2005（平成17）年度から夏休みなどに野外活動施設や農家などを利用した「短期山村留学」を実施し、2006（平成18）年度から都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い、農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を実施している。



農業体験：千歯こきを使い力いっぱい稲を引っ張る  
児童（静岡県掛川市）

## 5 | 子どもの遊び場の確保

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水処理水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子どもたちが水とふれあう場の整備を行っている。



下水再生水を活用したせせらぎの創出事例  
(神戸市松本地区)

河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材(ライフジャケット等)の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺



水辺の楽校プロジェクト(神奈川県川崎市 多摩川)

での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等(水辺の楽校プロジェクト:2007(平成19)年度末269か所登録)をはじめとする『子どもの水辺』再発見プロジェクト(2007年度末261か所登録)を実施している。

また、国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。

港湾においては、港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行っている。



海辺の自然学校(山口県周南市)

海岸については、青少年等が海辺における自然体験活動を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創出することを目的とした「いきいき・海の子・浜づくり」を全国32か所にて実施し、安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、自然体験活動等に利用しやすい海岸づくりを推進している。

## 第4節 子どもの学びを支援する

文部科学省においては、2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂を行った。今回の改訂は、改正教育基本法や中央教育審議会答申等を踏まえ、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っている。なお、高等学校・特別支援学校学習指導要領等については、2009（平成21）年3月に改訂を行った。

また、高等学校については、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する中、多様な特色ある学校づくりを進めていくことの重要性にかんがみ、総合学科や単位制高等学校をはじめとする特色ある高等学校づくりを推進している。

総合学科は、普通教育と専門教育を総合的に行う学科として、1994（平成6）年度から導入され、2008年度までに334校が設置されている。

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、卒業までに決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校であり、2008年度までに857校が設置されている。

さらに、公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営により的確に反映されることが重要である。

このため、2004（平成16）年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2004年9月施行）、「学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）」が導入されている（2008年4月1日現在343校）。学校運営協議会制度では、学校運営協議会が、校長が作成する、教育課程の編成などについての学校運営の基本的な方針について承認する、教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べる、等の権限を有しており、この制度を通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりが進むことが期待される。